

令和8年
9月号



仁

保



発行
仁保駐在所
山口警察署代表電話
924-0110

仁保駐在所 4コマ人形劇場

「秋の交通安全」編

～ 横断歩道ハンドサイン運動 ～

「秋の全国交通安全運動」が始まるの～!

今年も無事故を目標だ!

広報紙

外に出るときは、
反射材をつけないとね!

日没が早くなるから
わしも気をつけよう

あやとり

ほい 反射材

おお!! にほ子
しっかり反射材を
つけてえらいのお

おじいちゃんも
外に出るときは
できるだけ
「明るい服装」で
外出してね!

それと横断歩道を
渡るときは大人もしっかり
意思表示してねって

こどもだけではないのか

ハンドサイン運動とは、
はじめて聞いたわ

「横断歩道ハンドサイン運動」だよ!

ハンドサイン運動の
動画がYouTubeで
見れるよ



秋の全国交通安全運動

9月21日(月)から9月30日(水)までの間、「秋の全国交通安全運動」が実施されます。

日の入り時間が早まる秋口以降は、夕暮れから夜間にかけて、周囲の視界が徐々に悪くなり、自動車や自転車、歩行者などの発見がお互いに遅れがちになるため交通事故の多発が懸念されます。

ドライバーの方は、早めのライト点灯とハイビームの上手な活用で歩行者等を早く発見できるようにしましょう。

歩行者や自転車の方は明るい服装と反射材・ライトを活用して自分の存在を周囲に知らせ、交通事故を防止しましょう。

また、自転車を利用する際は、被害軽減効果の高いヘルメットを着用するなど、【自転車安全利用五則】を守った安全な利用をお願いします。

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外
歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

早めのライトと 反射材と ハンドサイン

お先にどうぞ

渡ります

裏面もご覧ください



小型無人機等飛行禁止法改正

～ 令和8年7月14日施行 ～



重要施設の敷地又は区域上空「レッドゾーン」及びその周辺地域上空「イエローゾーン」ではドローン等の飛行が原則禁止されていますが、今回の改正によりイエローゾーンの範囲が

イエローゾーン(レッドゾーン周辺地域上空の飛行禁止区域) 300m → 1,000m
に拡大されました。

また、イエローゾーンでドローン等を飛行させた場合、これまでは警察官等からの命令に従わなかった場合にのみ罰則がありましたが、今回の改正により都道府県公安委員会への事前通報を行わずにイエローゾーンでドローン等を飛行させた場合、直ちに6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科せられることがあります。

飛行禁止エリアでドローン等を飛行させる場合には都道府県公安委員会への事前通報等が義務付けられており、事前通報は原則として【48時間前までに】管轄警察署を通じて行う必要があります。ドローン等の飛行を行う際は、県警ホームページ等で飛行させる場所が禁止区域に当たらないかをよく確認して、ルールを守って安全に飛行を行いましょう。

「拳銃110番報奨制度」

実名・匿名を問わず、あなたの情報により拳銃等が押収され、かつ犯人が検挙されたとき、状況に応じて、拳銃等1丁につき10万円を目安として報奨金が支払われる制度です。

- ★ インターネットで拳銃が売られている
- ★ 拳銃を持っているのを見た
- ★ 拳銃取引の会話を聞いた
- ★ 拳銃を密造しているという噂が絶えない

等の情報は

じゅう みななし



0120-10-3774 に通報を!



9月10日から9月16日は「自殺予防週間」

厚生労働省は、自殺防止に向けた啓発活動の一環として「自殺予防週間」を展開しています。

特に夏休み等の長期連休明けには、こどもの自殺リスクが高まることから、山口県警察としても各警察署に相談窓口を示した広報ポスターを掲示し、自殺予防に取り組んでいます。

こどもに限らず、家族や友達の「いつもと違う」や、自殺につながるサインに気付いたら、1人で悩ませずに

○ **いのちSOS** 0120-061-338

○ **チャイルドライン** 0120-99-7777

○ **いのちの情報ダイヤル 絆** 083-902-2679

○ **こころのLINE相談 @やまぐち** ※ LINEで相談

等の各種相談窓口、警察署等への相談を勧めて下さい。

不法入国 国際テロ の未然防止

～不審に感じたら110番～



県警察では、関係機関と連携して水際対策に取り組み、民間ボランティア団体「沿岸警備協力会」や「山口県テロ対策パートナーシップ推進会議」と連携した広報活動や沿岸パトロールを通じて、県民の皆様にご不審者等に関する情報提供をお願いしています。

- ★ 海岸付近の岩陰や駅などで、人目を避けて隠れている「人」
- ★ 持ち主の分からない、放置してある「物」
- ★ 沖で漁もせず停泊し、人や荷物を乗せ替えている「船」
- ★ 深夜、早朝に海岸付近を徘徊するレンタカーや県外ナンバーの「車」

などの不審な人・物・船・車を見かけたら、迷わず110番又は最寄りの警察署・交番等への通報をお願いします。

